

提供日 2023/10/25  
タイトル 令和5年度上半期 労働相談の概要  
担当 静岡県東部県民生活センター  
(静岡県東部中小企業労働相談所)  
連絡先 労政班(杉浦) TEL 055-951-8215



## 令和5年度上半期 労働相談の概要

- 「解雇、退職勧奨」(41件 12.7%) が  
昨年度から**3倍以上増加**
- 件数では「職場の人間関係(いじめ、嫌がらせ等)」  
(58件 18.0%) が**最も多い**

### 1 令和5年度上半期 労働相談の概要

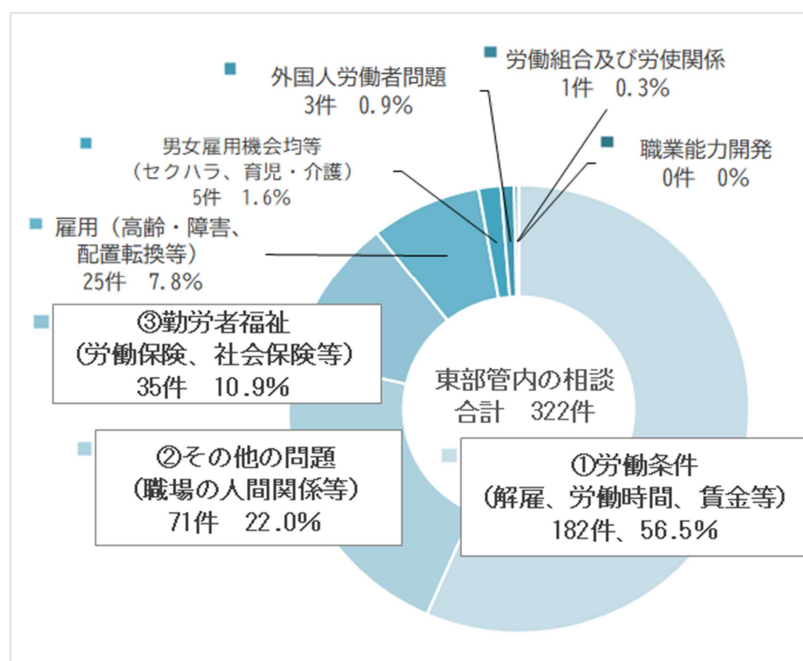
令和5年9月までに東部県民生活センターに寄せられた労働相談件数は322件(前年同期比112.6%)でした。

#### ➤ 「労働条件」に関する相談 182件 (全体の56.5%)

- ・うち、会社からの「解雇、退職勧奨」に関する相談は41件(全体の12.7%)
- ・昨年度に比べて**3倍以上増加**(前年同期比12件 全体の4.2%)

#### ➤ 「その他の問題」(職場の人間関係等) 71件 (全体の22.0%)

- ・うち、「職場の人間関係」(いじめ、嫌がらせ等)に関する相談は58件(全体の18.0%)、件数、割合ともに増加(前年同期48件、全体の16.8%)



※相談件数は、延べ件数であり、相談内容別に該当する項目ごと計上しています。  
(解雇と失業保険に関する相談であれば、延べ2件)

## 2 その他の相談傾向

・業種別では、その他(業種等不明)を除き、①製造業 18.0%、②医療・福祉業 14.6%  
③宿泊・飲食サービス業 9.9%、④卸・小売業 9.6%の順で相談が多く寄せられました。

## 3 相談事例 ※よくある相談を事例として紹介します。

### 相談1 解雇、退職勧奨に関する相談事例

1年契約のパート職員で3年ほど勤務している。仕事上のミスをして、社長から「明日から会社に来なくてよい」と言われた。これは解雇になるのか。

社長の発言の真意が、「退職勧奨」か「解雇」のどちらであるかということになりますが、退職勧奨であれば会社を辞める意思がなければ退職勧奨に応じる必要はありません。

これが解雇であるとしたら、有期雇用契約の場合、民法 628 条により「やむを得ない事由」がある場合しか解雇することができません。会社は就業規則に解雇事由を記載することが義務づけられており、最高裁の判例でも解雇事由を厳しく制限しています。

仕事を続けたいのであれば、仕事上のミスは謝り、働き続ける意思があることを社長に伝えてみてはどうかとアドバイスしました。

### 相談2 パワハラに関する相談事例

複数の同僚から暴言、無視などのいじめを受けている。

会社に何度も相談したけれど、何も対応してくれない。どうしたらよいか。

会社には、次のパワーハラスメント防止措置を講じる義務があります。①パワハラに対する会社の方針等を周知 ②相談体制の整備 ③相談があった場合の迅速かつ適切な対応

これらの措置がとられていない場合には労働施策総合推進法違反となるため、法を所管する静岡労働局の総合労働相談コーナー（各労働基準監督署内）を案内しました。

また、パワハラの実態について、いつ、どこで、誰から、何をされたか（言われたか）を記録に残しておくようアドバイスしました。

## 静岡県東部中小企業労働相談所（東部県民生活センター）

沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F

受付 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00  
(祝日、年末年始は除く)

電話 固定電話から 0120-9-39610 (サンキューロウドウ)  
携帯電話から 055-951-9144

弁護士相談 毎月第2水曜日 14:00～15:00 (1件30分以内) 無料・予約制